

## 住宅に求められるバリアフリー性能(整備基準)の概要

補助対象となるバリアフリーの状況判断は「住宅の品質確保の促進等に関する法律」に基づく「日本住宅性能表示基準」の「高齢者等配慮対策等級3」程度(下記5項目)により判断します。改修工事後には、工事をしない既存部分を含めて下記の条件を全て満たす必要があります(すでに表示基準に適合している部分は、工事をする必要はありません)。

- 1) 高齢者等の利用が想定される寝室(特定寝室:1室以上)と便所は同一階(原則1階)にあること
- 2) 日常生活空間内(※3)の床は、止むを得ない部分(※4)以外に段差が無いこと、又は、段差対策(※5)がされていること
- 3) 住宅内の指定された箇所(※6)に手すりが設置されていること
- 4) 日常生活空間内の通路の有効幅が750mm以上確保されていること
- 5) 特定寝室、便所及び浴室の広さが確保されていること

### 用語の定義・解説

#### ※1 耐震改修等

昭和56年5月31日以前に建築された島根県内に存する既存の一戸建ての木造住宅で改修前の上部構造評点が1.0未満であるものについて行う耐震改修及び部分的耐震改修をいう。

耐震改修とは、既存住宅の上部構造評点を1.0以上とする改修工事をいう。

#### ※2 身体障がい者

「障がい者の雇用の促進等に関する法律」に規定される身体障がい者で身体障がい者手帳の交付を受けている者をいう。

#### ※3 日常生活空間

高齢者等の利用を想定する主たる玄関、便所、浴室、脱衣室、洗面所、寝室(1室以上)、食事室及びこれらを結ぶ通路をいう。通常使用することがない部分(高齢者等が使用しない寝室、便所、廊下など)は、該当しない。

#### ※4 止むを得ない部分

- ・玄関の出入口及び上がりかまちの段差
- ・勝手口その他屋外に面する開口(玄関を除く。)の出入口及び上がりかまちの段差
- ・居室の部分の床にある300mm以上450mm以下の段差で生活に支障のないもの
- ・浴室の出入口の段差で、下記の条件のいずれかを満たすもの
  - 20mm以下の単純段差としてのもの
  - 浴室の出入口に手すりを設置したもの

#### ※5 段差対策

日常生活空間内の床にある段差に対し、手すりの設置又はスロープが設置されていること。

#### ※6 手すり設置を指定する箇所

- ・階段
- ・便所(立ち座り用)
- ・浴室(浴槽の出入り用)
- ・玄関(上がりかまちの昇降用、靴の着脱用)

#### ※7 浴室の広さ

- ・浴室の短辺方向の内法寸法が1,300mm以上
- ・浴室の広さが内法寸法で2.0㎡以上

#### ※8 便所の広さ

- ・便所の長辺の内法寸法が1,300mm以上
  - ・便器の前方又は側方について、便器と壁との距離が500mm以上
- ただし、内部寸法が不足していても、出入口等を開放することにより同等の空間(介護スペース)が確保できる場合は、必要な広さが、確保されていると見なす。